

議案第 83 号

四万十町給水条例の一部を改正する条例について

四万十町給水条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 12 月 4 日提出

四万十町長 中尾 博憲

四万十町条例第 号

四万十町給水条例の一部を改正する条例

四万十町給水条例（平成18年四万十町条例第187号）の一部を次のように改正する。
第 1 条中「四万十町の水道事業、簡易水道事業及び飲料水供給施設」を「四万十町水道事業」に改める。

第 2 条第 3 号を次のように改める。

（3） 業務用 一般家庭用に使用するもの以外をいう。

第 2 条中第 4 号から第 8 号までを削り、第 9 号を第 4 号とする。

第18条第 3 項中「き損」を「毀損」に改める。

第24条中「10円」を「1円」に改める。

第32条を次のように改める。

（手数料）

第32条 手数料は、次の表のとおりとする。ただし、特別の費用を要するときは、その実費を徴収することができる。

手数料の区分	種別	単位	金額
設計審査手数料	給水装置新設工事	1 件につき	3,000円
	改造その他の工事	1 件につき	1,500円
工事検査手数料	—	1 件につき	1,000円
給水装置工事事業者指定手数料	新規の場合	1 件につき	10,500円
	更新の場合	1 件につき	5,000円

2 手数料は、申込みの際、申込者から徴収する。

3 既納の手数料は、特別の理由のない限り還付しない。

別表を次のように改める。

別表（第24条関係）

（1） 料金（1 か月につき）

用途	基本料金		超過料金（1立方メートルにつき）
	水量	料金	
家庭用	8立方メートルまで	960円	135円
業務用	8立方メートルまで	960円	146円

（2）メーターの使用料（1か月につき）

メーターの口径	使用料
13ミリメートル	70円
20ミリメートル	130円
25ミリメートル	140円
30ミリメートル	220円
40ミリメートル	350円
50ミリメートル	1,050円
75ミリメートル	1,800円

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。